

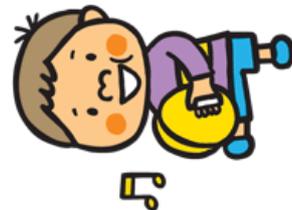
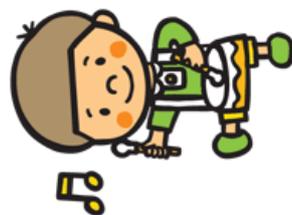
# 子ども・子育て支援法における義務付けの緩和について

～特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の市町村長から知事への「協議」を「届出」に～



平成29年7月12日

大阪府



- 特定教育・保育施設の利用定員の設定や変更を行う場合、市町村長から知事への「協議」が必要となっている。

＜利用定員増の場合の事務の流れ＞



※特定教育・保育施設（法第27条第1項）

市町村長が施設型給付費の支給にかかわる施設として確認する教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）

＜大阪府における協議の件数＞

協議数	新規	増加のみ	減少のみ	増加・減少の両方	合計	＜参考＞大阪府内の保育所、認定こども園の数（各年4月1日現在）
平成27年度	1,671	6	4	5	1,686	1,388
平成28年度	147	161	67	75	450	1,433
平成29年度	146	124	99	99	468	1,489

# 支障事例と制度上の課題

2

## 支障事例

- ・ 利用定員の設定や変更は、年度当初からの適用が大部分を占めており、前年度末に事務が集中する。  
☞ 年度当初適用数：H27年度1,657件（98.2%）、H28年度424件（94.2%）、H29年度448件（95.7%）
- ・ 利用定員の設定・変更は、個々の特定教育・保育施設ごとに知事への協議・回答が必要であり、毎年度、膨大な事務が発生する。

☞ H28年度：協議数468件

## 制度上の課題

特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の利用定員の設定や変更は、市町村長から知事への協議が必要だが、特定地域型保育事業（小規模保育事業等）は協議不要とされている。

☞ 施設種別ごとに認可権者が異なるため、個別の特定教育・保育施設の利用定員について知事に協議されたとしても、利用定員全体の把握につながらない。

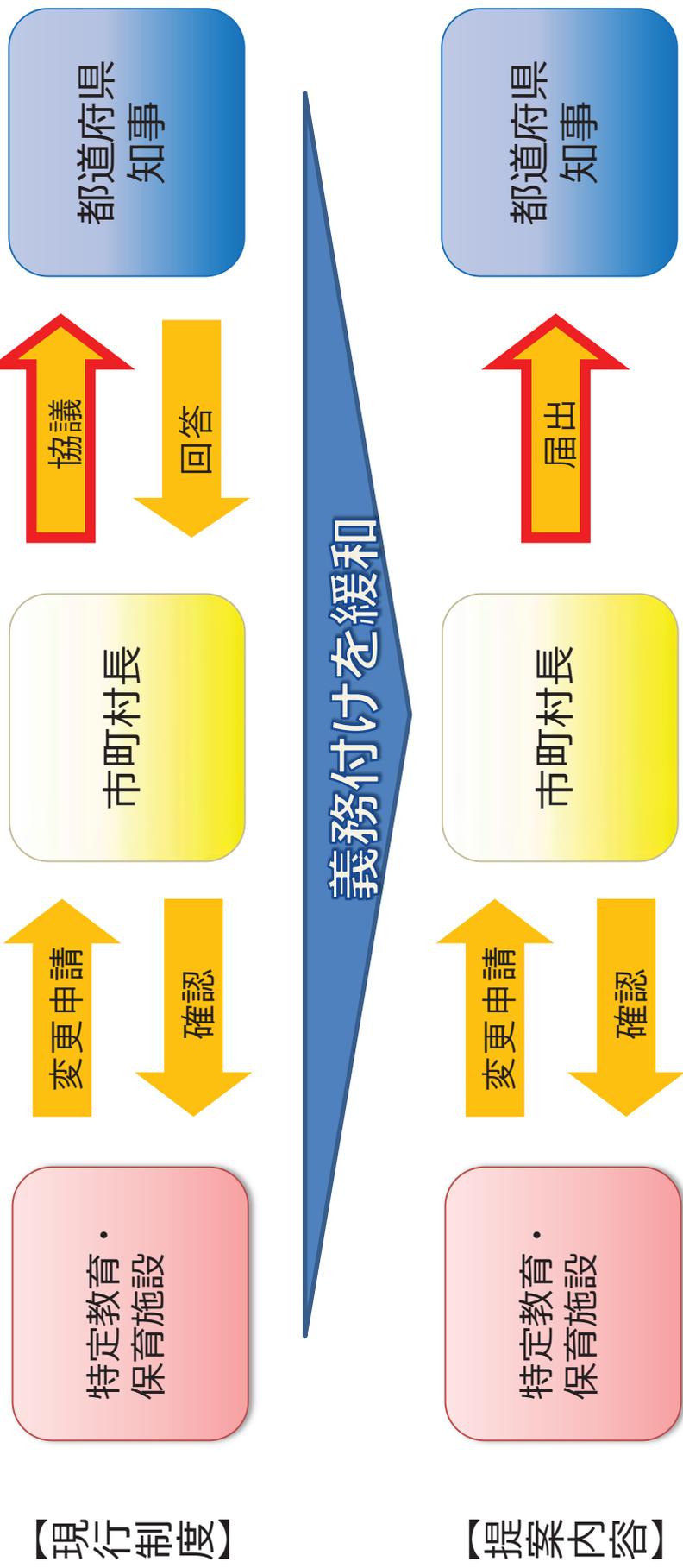
市町村が、「市町村子ども子育て支援事業計画」に基づき行う利用定員設定変更については、実質的には市町村が判断をすべきものではないか。

<主な認可権限と確認の権限の関係性>

	認可権者	確認の権限	協議先
保育所	都道府県、政令市、中核市	市町村	都道府県
幼保連携型認定こども園	都道府県、政令市、中核市	市町村	都道府県
特定地域型保育事業	市町村	市町村	-----

子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の利用定員の設定や変更を行う場合の知事への「協議」について「届出」に見直す。

<利用定員増の場合の事務の流れ>



## 4 「協議」から「届出」に緩和された場合の影響について

- 都道府県は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案して、一定区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を「都道府県計画」として策定し、その進捗管理の中で、「量の見込み」等を広域的に把握している。
- このような中で、特定教育・保育施設ごとの協議を受けているが、個々の利用定員変更等の是非については市町村の判断を尊重すべきで、都道府県が判断する必要性に乏しいと認識している。そのため、広域自治体としての判断を示すことになる「協議」でなく「届出」でよいと考える。



このため、「協議」から「届出」に緩和したとしても、影響はないと考える。

## 特定教育・保育施設における定員減少 時の市町村の関与強化について (箕面市の支障事例(保育定員減少と公費負担の増))

### 現行制度の概要

- 特定教育・保育施設の設置者は、当該施設の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ市町村長に施設型給付費の支給に係る施設としての確認の変更を申請できるとされている。  
(子ども・子育て支援法第32条第1項)
- 特定教育・保育施設の設置者は、当該施設の利用定員を減少しようとするときは、3ヶ月前までに市町村長に届け出なければならぬ。  
(子ども・子育て支援法第35条第2項)

# 特定教育・保育施設の定員減少(変更)の支障事例

## 《公費負担増加の観点から》

- 認定こども園では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども1人あたりの単価設定が高額となっており、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付を受け取ることができる制度となっている。

1号認定定員 増加の申請  
2号(3号)認定定員 減少の届出

	1号認定	2号・3号認定
サービス提供量	4時間	11時間
利用定員数	5人	120人
3歳児月額単価	203,400円	63,880円

	1号認定	2号・3号認定
サービス提供量	4時間	11時間
利用定員数	15人	110人
3歳児月額単価	203,400円	65,630円

※加えて幼稚園型一時預かり事業(1号認定対象)を実施

## 《待機児童対策の観点から》

- 上記単価設定により、2号認定の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を推進する上で相反する制度設計になっている。また、この場合、2号認定定員の減少については、「届出」とされているため、現行の手続きでは、市町村が利用定員の減少について水際で防ぐことができない。
- 待機児童の解消に向けて小規模保育事業所の整備を進めていく上で、3歳児以降の接続の場の確保の観点からも、その受け皿である2号認定の一部が1号認定に切り替わっていくことは、計画的な保育所整備の障壁となっている。

## 制度改正の内容と効果

### 《制度改正の内容》

- 特定教育・保育施設の設置者が当該施設の利用定員を減少しようとする際には現行の市町村長への届出制ではなく、必要に応じて市町村長と事前協議を行うこととし、当該施設の定員減少時における市町村関与のしくみを構築する。
- 待機児童対策及び適切な財源確保を行うため、施設型給付費の単価設定を見直し、1号認定の子どもの保育単価を適正な水準に改定する。

### 《制度改正の効果》

- 特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少しようとする際に、市町村が関与し、事前協議を行うことにより、地域の実情や1号及び2号各定員の過不足を考慮した上での対応が可能となり、待機児童が多数生じている自治体の保育の受け皿の安定的な確保及び計画的な施設整備の実現に繋がる。
- 1号認定の保育単価を適正な水準に改定することにより、2号認定利用定員の安定的・計画的な確保が可能となり、また、適切な財源確保に繋がる。

### ※制度改正に伴う市町村の業務負担についての見解

- 現行の届出制から必要に応じた事前協議制度へ変更することによる市町村の事務負担については、現行制度においても、保育所利用調整の中で、各園の利用定員に係る協議を行っていることから、本制度改正に伴い、市町村の適切な業務遂行に支障が生じる可能性は低いと考える。